

川越市グリーンツーリズム拠点施設の管理に関する協定書（案）

川越市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日付け●●発第●●号による指定管理者の指定に基づく管理運営について、川越市グリーンツーリズム拠点施設条例（令和４年条例第１４号。以下「条例」という。）第１６条第２項の規定により、次のとおり協定を締結する。

第１章 総則

（本協定の趣旨）

第１条 本協定は、川越市グリーンツーリズム拠点施設（以下「本施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第２条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、この協定に定める事項を誠実に履行しなければならない。

（指定の期間）

第３条 指定の期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。

２ 乙は、前項の期間の始期までに本施設の利用に支障がないように、必要な準備を行うものとする。

第２章 管理運営の範囲及び実施条件

（管理運営の範囲等）

第４条 条例第１５条の規定に基づき乙が実施する管理運営の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第２条各号に掲げる業務
- (2) 本施設の施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 本施設の利用料金等の収受に関する業務
- (4) その他甲が必要と認める業務

２ 管理運営の細目及び乙が管理運営を実施するに当たり満たすべき条件又は水準は、川越市グリーンツーリズム拠点施設指定管理業務等管理運営基準（以下「管理運営基準」という。）に定めるとおりとする。

（自主事業の実施）

第５条 乙は、管理運営基準に定めるところにより、本施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営の実施を妨げない範囲において、自らの責任及び費用負担により自主事業を実施できるものとする。

（管理運営の範囲等の変更）

第６条 甲又は乙は、必要と認める場合は、書面による通知をもって第４条第１項に規定する管理

運営の範囲及び同条第2項に規定する管理運営の細目、実施条件等の変更を相手方に求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 管理運営の範囲及び管理運営の細目、実施条件等の変更については、前項の協議において決定するものとする。

(管理運営基準の変更)

第7条 甲及び乙は、この協定締結後に管理運営基準の変更の必要が生じたときは、双方による協議を行うものとする。

- 2 前項の規定による協議において双方が合意したときは、管理運営基準を変更することができる。
- 3 管理運営基準の変更に伴う指定管理料及び納入金額の変更は、前項の規定による協議において決定するものとする。

第3章 管理運営の実施

(管理運営の実施)

第8条 乙は、この協定、条例、関係法令等のほか、川越市グリーンツーリズム拠点施設指定管理者募集要項、管理運営基準、指定管理者の指定の申請において乙が提出した事業計画書及び第21条第1項に規定する事業計画書に従い、並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって管理運営を実施し、本施設を常に良好な状態に管理しなければならない。

- 2 この協定、管理運営基準及び前項に規定するそれぞれの事業計画書の間に矛盾があるときは、この協定、管理運営基準、指定管理者の指定の申請において乙が提出した事業計画書、第21条第1項に規定する事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する事業計画書において管理運営基準を上回る水準が提案されているときは、当該水準によるものとする。

(管理運営の開始の準備)

第9条 乙は、指定の期間の開始の日に先立ち、管理運営の実施に必要な資格を有する者その他の人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、管理運営を実施するために必要な許認可を乙の責任及び費用負担により取得する。
- 3 施設の貸出等に関する業務について、貸出業務の実施に係る「貸出業務マニュアル」及び本施設の利用に関する細則を定めた施設の「利用案内(案)」を業務開始前までに甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
- 4 別添資料10 指定管理者が調達する物品リストに記載されている大屋根広場のテーブル及び椅子については、指定管理料に積算していることから、購入後は市の備品とする。
- 5 乙は、前項までの規定のほか管理運営の開始に必要な準備を行うものとする。

(所長職の設置)

第10条 乙は、本施設の管理運営に関する総括責任者として所長を置き、所長の氏名、住所その他甲が求める事項を甲に報告しなければならない。報告した事項を変更したときも、同様とする。

(職員等に対する指導)

第11条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が管理運営の実施に関し本施設の利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

(管理に関する基本的事項)

第12条 乙が行う本施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
 - ア 臨時に休館し、又は休館日を変更する必要があるとき。
 - イ 利用時間を変更する必要があるとき。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、速やかにその内容を甲に報告すること。
 - ア 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止したとき。
 - イ 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したとき。
 - ウ 災害、事故その他不測の事態が生じたとき。
- (3) 休館日及び利用時間を施設内の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 施設及び設備の保守点検を定期的に行い、その記録を作成すること。
- (5) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、修繕等（修繕、改修、更新その他これらに類する行為をいう。以下同じ。）の必要が生じたときは甲の承認を得て速やかに行うこと。
- (6) 管理運営に係る会計処理を他の事業から区分して経理すること。
- (7) 管理運営に係る会計書類を当該会計年度の終了後5年間保存すること。
- (8) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報を第18条に定めるところにより適正に取り扱うこと。

(施設、設備及び物品の使用等)

第13条 乙は、管理運営の実施に当たり、甲の所有に属する本施設の施設、設備及び物品を使用することができる。

- 2 乙は、甲の承認を得て什器・備品を設置することができる。
- 3 乙は、甲の備品台帳に準じた帳簿を作成し、適切に管理するものとする。
- 4 乙は、本施設の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(利用の許可)

第14条 乙は、条例及び川越市グリーンツーリズム拠点施設条例施行規則（令和4年規則第50号）のほか、川越市行政手続条例（平成9年条例第3号）、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）等に従い、利用の許可に関する業務を行うものとする。

- 2 乙は、本施設の利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備及び物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 他の利用者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になると認められるとき。

(5) 衛生上支障があるとき。

(6) その他管理上支障があると認められるとき。

3 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを利用に係る申請の提出先として
いる事務所（以下この条において「事務所」という。）における備付けその他の適当な方法により
公にしておかなければならない。

4 乙は、利用に係る申請が事務所に到達してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要す
べき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所における備付けそ
の他の適当な方法により公にしておかなければならない。

5 乙は、条例第 11 条の規定による利用の許可を取消しその他の不利益処分（以下「不利益処分」
という。）をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これを事務所における備付けその他の適
当な方法により公にしておくよう努めなければならない。

6 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49
号）に定める身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

（利用の許可の取消し等）

第 15 条 乙は、不利益処分をするときは、川越市行政手続条例第 12 条から第 26 条までの規定
の適用があることに留意するとともに、同条例第 13 条第 1 項第 1 号の聴聞を行うときは、同条
例第 19 条第 1 項の規定に基づき甲の職員を主宰者として指名し、川越市聴聞規則（平成 6 年規
則第 38 号）に定めるところにより行うものとする。

2 乙は、不利益処分をするときは、当該不利益処分の相手方に対し、次に掲げる教示を行うもの
とする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 4 第 1 項に定める審査請求に関する教
示

(2) 行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に定める取消訴訟に関する教示

（第三者による実施）

第 16 条 乙は、管理運営の実施に当たり、その全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなら
ない。

2 乙は、管理運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 乙が管理運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、事前に甲の承認を得たうえ
で、全て乙の責任及び費用負担により行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生
じた損害及び費用の増加は、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び費用の増加とみ
なして、乙が負担するものとする。

4 第 2 項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に
提出しなければならない。

（環境への配慮）

第 17 条 乙は、管理運営の実施に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、ガス、水等の使用量の削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底及び二酸化炭
素等温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進
及び適正な処理を図ること。

(2) 甲が策定する環境に関する計画に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努め

ること。

- (3) 甲が実施する省エネルギーの推進運動に協力すること。

(情報の適正管理)

第18条 乙は、管理運営を通じて取得する個人に関する情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、川越市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第21号）、川越市個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年規則第6号）及び別記の個人情報取扱特記事項を厳守し、管理運営の実施に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理運営の実施以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

- 3 乙は、第16条第2項の規定に基づき、管理運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、前項の規定に相当する義務を負わせなければならない。

- 4 乙は、管理運営に係る情報の公開及び提供について、適正に実施するよう努めなければならない。

(文書等の管理及び保存)

第19条 乙は、次の事項を遵守し、文書等（管理運営の実施に当たり作成し、又は取得した文書、地図、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、及び保存しなければならない。

- (1) 文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、管理運営の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めること。
- (2) 利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、文書等の保存期間を定めること。
- (3) 文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定すること。この場合において、乙は、破碎、溶解その他甲の認める方法により当該文書等を廃棄すること。
- (4) 指定の期間が満了したときは、文書等のうち保存期間が終了していないもの及び甲の指示したものを速やかに甲又は甲が指定するものに引き継がなければならないこと。ただし、甲が特に認めたときは、この限りでないこと。

(文書等の提出)

第20条 甲は、乙に対し文書等の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から文書等の提出を求められたときは、速やかに応ずるものとする。

第4章 管理運営の実施状況の確認等

(事業計画書等)

第21条 乙は、管理運営を実施するに当たり、甲の指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した翌会計年度における事業計画書を甲に提出するものとする。

- (1) 施設の基本的な運営方針
- (2) 管理執行体制

- (3) 維持管理業務に係る事業計画
- (4) 運營業務に係る事業計画及び利用見込み
- (5) 指定管理業務に係る収支計画
- (6) 自主事業に係る事業計画及び収支計画
- (7) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の規定により乙が提出した事業計画書を変更する必要があると認めるときは、乙に対し、その変更を指示することができる。

3 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(定期報告書)

第22条 乙は、毎月10日までに、前月の利用者数、利用料金収入、施設利用率、自主事業実施状況、意見・苦情及びその対応の結果等を記載した月例業務報告書を甲に提出しなければならない。

(事業報告書)

第23条 乙は、当該事業年度の翌年度の5月末までに、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、指定の期間の途中において指定管理者の指定が取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に、当該取り消された日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、提出された事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

4 乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類を甲に提出しなければならない。

5 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3ヶ月以内に、法人税、法人都道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。

(自己評価報告書)

第24条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービスの向上の観点から、本施設の管理及び運営について自己評価を実施し、その結果等を記載した自己評価報告書を前条の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(モニタリングの実施)

第25条 甲は、指定期間中に乙の実施する管理運営その他本施設における良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期に又は必要に応じて臨時にモニタリングを実施し、又は乙に実施を指示することができる。

(第三者モニタリングの実施)

第26条 乙は、甲が行う第三者評価機関等による第三者モニタリングに協力しなければならない。

(報告の徴取等)

第27条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対し、管理運営又はその経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、川越市の監査委員又は外部監査人による監査、川越市オンブズマンによる調査等について

て、積極的に協力しなければならない。

第5章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い等)

第28条 第30条における指定管理料は、次のとおりとする。

令和8年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和9年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和10年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和11年度 ●●, ●●●, ●●●円

令和12年度 ●●, ●●●, ●●●円

5年間の合計 ●●●, ●●●, ●●●円

2 前項の各年度の指定管理料は、次の各号に掲げる月までに当該各号に定める額を甲が乙に支払うものとする。

(1) 7月：指定管理料の4分の1に相当する額

(2) 10月：指定管理料の4分の1に相当する額

(3) 1月：指定管理料の4分の1に相当する額

(4) 4月：指定管理料の4分の1に相当する額

3 乙は、前項に定める額について支払いを求める場合は、請求書を甲に送付するものとする。この場合において、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

4 乙は、やむを得ず第2項の規定によらないで、指定管理料を請求するときは、事前に甲と協議し、承認を得たうえで請求を行うこと。

5 管理運営の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料の変更)

第29条 甲及び乙は、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び変更金額等は、前項の協議により決定するものとする。

(指定管理者の収入)

第30条 乙の収入は、指定管理料、利用料金及びその他の収入とする。

2 乙が、指定の期間が満了した後に利用に係る利用料金を収受した場合は、甲又は甲が指定する指定管理者に対し円滑に引継ぎを行うものとする。

3 乙は、指定管理料、利用料金収入及びその他の収入の各経費について、必要な帳簿を作成し、他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(利用料金等)

第31条 乙は、条例に定める範囲内において、あらかじめ甲の承認を得て利用料金を定める。

2 乙の収入となる利用料金は、指定の期間中の農業ふれあいセンター施設等、市民農園、大屋根広場及びキャンプスペースの利用に係る利用料金に限る。

(利用料金の減免)

第32条 条例第10条の規定に基づき、指定管理者は利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 管理運営基準の定めにかかわらず、乙が実施する体験事業（食体験、園芸講習会、体験農園等）が事前に甲の承認を得て公益上特に必要があると認められるときは、乙が納付すべき体験料金を条例第19条第4項において読み替えて適用する条例第10条の規定により減額し、又は免除することができる。

第6章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 乙は、管理運営の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(第三者への賠償)

第34条 乙は、乙が行う本施設の管理に瑕疵^{かし}があったとき、又は管理運営の実施に当たり乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険契約等)

第35条 乙は、管理運営を開始するときまでに、自己の責めに帰すべき事由により次に掲げる事項が発生したときに補償される保険に加入するものとし、指定の期間中、当該保険に引き続き加入しなければならない。

- (1) 施設の使用、管理又は業務の遂行に伴い発生した事故により、第三者の身体障害又は財物の損壊が発生したとき。
 - (2) 対人事故が発生し、法律上の賠償責任の範囲を超えて見舞金等の名目で支払いの必要が生じたとき。
 - (3) 施設の全部又は一部が火災、破裂、爆発等により損壊したとき。
 - (4) 甲の所有に属する什器・備品について損壊、紛失又は盗取がされたとき。
 - (5) 食中毒や異物混入による病気の発生その他乙が生産若しくは販売をした商品等により、又は管理運営に起因して発生した事故により、第三者の身体障害又は財物の損壊が発生したとき。
 - (6) 個人情報情報の漏えいに起因して、損害の賠償に対応する必要が生じたとき。
 - (7) 一時的に施設内で保管中の物品等について損壊、紛失又は盗取がされたとき。
 - (8) 施設内で保管中の業務用現金、小切手等が火災又は盗取により損害を受けたとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事項のほか、自らが負担すべきリスクに適切に対応することができる

よう保険に加入するものとする。

- 3 乙は、前項の規定に基づく保険契約の締結後速やかに、保険証券その他保険の内容を明らかにする書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新し、又は変更したときも、同様とする。

(不可抗力発生時の対応)

- 第36条 天災(地震、落雷、暴風雨、異常降雨、洪水、土砂崩壊及び疫病等をいう。以下同じ。)、人災(戦争、テロ及び暴動等をいう。以下同じ。)、法令の変更その他甲及び乙の責めに帰することができない事由(以下「不可抗力」という。)が発生したときは、乙は、当該事由の影響を早期に除去するための必要な措置を速やかに講じ、当該事由により発生する損害、損失及び費用の増加を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第37条 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合は、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の程度の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による供用の休止)

- 第38条 甲は、不可抗力の発生により本施設の施設等の全部又は一部を利用に供することができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。
- 2 乙は、不可抗力の発生により本施設の施設等の全部又は一部を利用に供することができないと認めたときは、甲の承認を得て、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。
- 3 前2項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

第7章 指定の期間の満了

(管理運営の引継ぎ)

- 第39条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、本施設の管理運営が適切かつ円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他管理運営を引き継ぐものに対し、管理運営の引継ぎをしなければならない。
- 2 甲は、必要と認めるときは、指定の期間の満了に先立ち、乙に対し甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができる。
- 3 乙は、前項の規定による申出があったときは、合理的な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。
- 4 前3項及び管理運営基準に定めるもののほか、引継ぎの方法その他管理運営の引継ぎに関し必

要な事項は、甲、乙協議して決定するものとする。

（原状回復）

第40条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了するまでに、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに、本施設の施設、設備及び物品を原状に回復しなければならない。ただし、甲乙協議の上、両者が合意した場合は、乙の所有に属する内装・設備、備品等を甲又は甲が指定するものに引き継ぐことができるものとする。

2 乙は、管理運営の実施に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

3 甲は、乙が正当な理由がなく前2項に規定する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を講じることができる。この場合において、乙は、甲の措置に要した費用を負担しなければならない。

（施設等の引渡し）

第41条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、前条第1項に定めるところにより引き渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

第8章 指定の取消等

（管理運営の継続が困難となった場合の措置）

第42条 乙は、管理運営の継続が困難となったとき、又はそのおそれが生じたときは、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出が乙の責めに帰すべき事由によると認めるときは、乙に対し改善のための勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となったとき、又はそのおそれが生じたときは、甲及び乙は、管理運営の継続の可否等について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が第11条、第24条から第26条までの規定による報告書を提出せず、第29条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 乙が関係法令、条例、規則又はこの協定の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく甲の指示に従わないとき。

(3) 乙が前条第2項の規定による改善のための勧告に対し、甲が定める期間内に改善することができなかったとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により甲における一般競争入札等の参加を制限され

ている法人その他の団体

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人その他の団体

ウ 甲から指名停止措置を受けている法人その他の団体

エ 納付すべき税金を滞納している法人その他の団体

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人その他の団体

カ 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人その他団体

キ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている法人その他の団体

(5) 乙の経営状況の悪化等により管理運営を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(6) 乙に組織的な違法行為があったときその他乙に管理運営を実施させることが社会通念上著しく不相当と認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか乙に管理運営を実施させることが適当でないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害若しくは損失又は費用の増加が生じたときは、その責めを負わない。

3 乙は、第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理運営の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

第9章 その他

（地位の承継等の禁止）

第44条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

（地元中小企業者等への配慮）

第45条 乙は、管理運営の実施に当たり、地元中小企業者の受注機会の増大と地元中小企業者に配慮した物品等の調達及び市内在住者の雇用に努めなければならない。

（協定の変更）

第46条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を変更することができる。

（疑義等の解決）

第47条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲、乙誠意をもって協議の上、解決に当たるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市
川越市長 森 田 初 恵

乙 事業者住所
事業者名
代表者職氏名